

市之井手浄水場ほか運転等管理委託に関する質問及び回答

R3年8月5日 質問

No. 1

質問	資料名	募集要領
	ページ	3
	項目	17 提案書等の提出
	内容	「(5) 提出方法 郵送 (信書の郵送に適する方法)」とありますが、郵送に限らず宅急便等、受領確認ができる方法であれば構わないとの認識でよろしいでしょうか？
回答	<p>信書便事業許可を受けた事業者であれば信書を送ることが可能と考えています。提案書等は信書として取扱い下さい。</p>	

No. 2

質問	資料名	募集要領
	ページ	3～4
	項目	18 提出書類／11 提案書
	内容	「フォントサイズは10.5ポイントを使用する」とありますが、本文以外 (図表中、注釈など) で、10.5ポイント以外のフォントサイズを使用することは認められますでしょうか？
回答	<p>問題ありません。</p>	

No. 3

質問	資料名	様式集
	ページ	6
	項目	様式第5号 事業者の概要／3. 業務実績
	内容	「3. 業務実績」で記載する実績は、様式第15-1号、第15-2号で記載の実績を記述するとの認識でよろしいでしょうか？
回答	<p>認識のとおりです。</p>	

No. 4

質問	資料名	様式集
	ページ	6
	項目	様式第5号 事業者の概要／3. 業務実績
	内容	「【記載上の注意】(3)実績を示す資料（報告書の概要等，複製可）」とありますが、契約書の写し（契約内容のわかる箇所の抜粋）でも構いませんか？
回答	契約内容のわかるものであれば構いません。	

No. 5

質問	資料名	性能仕様書
	ページ	2
	項目	（監督員の職務）第7条(2)
	内容	「本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）に対する業務の指示」とありますが、こちらはいわゆる「偽装請負」に該当するおそれがあると思われませんが、どのような状況での指示を想定されていますでしょうか？
回答	現場作業で指揮・監督を行っている作業責任者への指示等を想定しています。また、事故回避、危険回避など緊急を要し、総括責任者を經由した指示が困難な場合も想定しています。原則として総括責任者に指示することとし、個々に指示を出すことは想定していません。	

No. 6

質問	資料名	性能仕様書
	ページ	4～5
	項目	（職務内容）第11条
	内容	運転管理員と保全管理員を兼務することは可能でしょうか？
回答	兼務できません。	

No. 7

質問	資料名	性能仕様書
	ページ	8
	項目	(定期の確認) 第18条2
	内容	【業務評価マニュアル】を事前に開示いただくことは可能でしょうか?
回答	優先交渉権者には可能です。	

No. 8

質問	資料名	性能仕様書
	ページ	12
	項目	(業務の引き継ぎ) 第34条
	内容	「現受託者と密に連絡を取り合い、円滑に業務の引き継ぎを行うこと」とありますが、甲の関与の上で、乙が現受託者と調整するという点でよろしいでしょうか?
回答	引継に関して、乙と現受託者において行われるものと考えます。書面等での確認を甲が行うことは可能です。	

No. 9

質問	資料名	性能仕様書
	ページ	19
	項目	(廃棄物の取扱い) 第54条
	内容	産業廃棄物の処理・処分及び手続きについては、甲が行うこととなっていますが、運搬の契約についても甲の責任範囲に含まれていると理解してよろしいでしょうか。
回答	運搬契約については甲が許可業者と直接契約いたします。	

No. 10

質問	資料名	性能仕様書
	ページ	22
	項目	(施設機能確認) 第58条
	内容	高井神田浄水場、かきつばた浄水場の施設の機能確認は、令和5年4月1日までに甲乙及び現受託者の三者合同で実施するとの認識でよろしいでしょうか？
回答	三者合同で実施いたします。	

No. 11

質問	資料名	要求水準書
	ページ	9
	項目	(各業務の要求水準) 第22条 / (1) 運転管理業務 / ア 運転管理操作業務 / ① 管理室業務
	内容	「塩素要求量試験の結果により最適な薬品注入量を決定」とありますが、塩素要求量試験を実施するための塩素要求量計は配置されていますでしょうか？
回答	塩素要求量計は配置していません。塩素要求量試験は手分析で行って下さい。	

No. 12

質問	資料名	要求水準書
	ページ	11
	項目	(各業務の要求水準) 第22条 / (1) 運転管理業務 / ア 運転管理操作業務 / ① 管理室業務 / 【別表：水質管理目標】
	内容	「垣生浄水場（工業用水道）」表中の各数値は、松山市工業用水道条例を遵守するための目標値との解釈でよろしいでしょうか？
回答	各数値は水質管理目標値です。松山市工業用水道給水条例よりも項目が多く、基準値も異なりますので目標値から逸脱しないよう管理して下さい。	

No. 13

質問	資料名	要求水準書
	ページ	13
	項目	(各業務の要求水準) 第22条 / (1) 運転管理業務 / ウ その他関連業務 / ② 備品・物品の管理
	内容	「運転管理, 保全管理を行う上で必要となる完成図書, その他の文書について甲の指示に従い, 必要な修正, 追録等を行うこと」とありますが、「必要な修正, 追録等」とは、乙の改造等に伴う修正, 追録等を想定されているとの認識でよろしいでしょうか?
回答	甲の改造等に伴う修正, 追録等は甲の発注工事の中で実施いたしますが、洗管作業に伴う水量月報の修正や気温の変化による次亜注入設定値の変更記録など、乙の改造が原因でない場合の書類修正, 追録等も含まれます。	

No. 14

質問	資料名	要求水準書
	ページ	15
	項目	(各業務の要求水準) 第22条 / (6) その他関連業務 / ア 場内整備
	内容	「アスファルト舗装やコンクリート舗装の割れ目等の除草を行うこと」とあり、通常の除草及び植栽管理等は甲が行う認識ですが、甲が実施する施設及び範囲をご教示願います。
回答	甲が実施する範囲は舗装の無い施設です。乙の除草範囲である舗装の目地等から生えている草を放置すると舗装が割れるため、施設管理の一環として実施して下さい。	

No. 15

質問	資料名	要求水準書
	ページ	16
	項目	(雑則) 第26条、(疑義) 第27条
	内容	要求水準書第26条および第27条において、監督員と協議を行なった場合、業務指示書等の書面でやり取りを行うとの認識でよろしいでしょうか?
回答	書面でのやり取りを考えています。なお、要求水準書第26条及び第27条において協議を行うのは甲と乙であり、甲から監督員に権限が移っている事項でのみ、監督員との協議内容が有効となります。	

No. 16

質問	資料名	特記仕様書【特記-6】6. 業務の詳細
	ページ	11
	項目	市之井手浄水場排水処理施設運転管理／ 汚泥濃縮装置加圧脱水機運転管理
	内容	「ケーキの含水率は65%以下まで下げる」とありますが、直近の実績では平均含水率が65%以上となっています。この含水率65%は目標値という認識でよろしいでしょうか？
回答	認識のとおりです。廃棄物削減のため含水率65%以下となるよう努めてください。	

No. 17

質問	資料名	特記仕様書【特記-6】6. 業務の詳細
	ページ	42
	項目	3. 垣生浄水場ほか運転・保全管理の詳細／上水保全管理／ 浄水管理／調整・整備等
	内容	「PAC注入機等は整備して停止中。（但し、動作確認等の管理は必要）」とありますが、現在PAC注入機の電源及び制御回路は撤去され使用できないと認識しています。この作業は実施不要と考えてよろしいでしょうか？
回答	契約期間内に再取付を行った場合を想定しています。	

No. 18

質問	資料名	特記仕様書【特記-6】6. 業務の詳細
	ページ	43
	項目	3. 垣生浄水場ほか運転・保全管理の詳細／上水保全管理／ 浄水管理／薬品管理
	内容	「上記施設次亜注入機の点検調整，注入量の調整」とありますが、現在PAC注入機の電源及び制御回路は撤去され使用できないと認識しています。この作業は実施不要と理解してよろしいですか。
回答	PAC注入機と次亜注入機は別々の機械です。	

No. 19

質問	資料名	特記仕様書【特記-9】9. リスク分担表
	ページ	1
	項目	経済変動リスク
	内容	「インフレ・デフレにより人件費・物品費等が著しく変動し業務の履行が困難となった場合」とありますが、「著しく変動」の基準及びその場合の精算方法をご教示ください。
回答	変動基準及び清算方法については、協議によります。	

No. 20

質問	資料名	特記仕様書【特記-9】9. リスク分担表
	ページ	2
	項目	費用増大リスク
	内容	「災害等により，調達材料の使用量が著しく変動しコスト増が生じた場合」のリスク分担は委託者となっていますが、「著しく変動」の基準及びその場合の精算方法をご教示ください。
回答	変動基準及び清算方法については、協議によります。	

No. 21

質問	資料名	特記仕様書【特記-7】7. 精密点検及び関連業務 特記7（別添）／1. 浄化槽点検
	ページ	1
	項目	1. 浄化槽点検
	内容	性能仕様書第54条で取水堰・水槽類の清掃等によって発生した汚泥については発注者にて処理・処分及び手続きを行うことになっていますが、浄化槽の汚泥濃縮貯留槽ほかの清掃にて発生した汚泥の処分等も発注者の責任で行うとの理解でよろしいでしょうか？
回答	浄化槽の汚泥濃縮貯留槽ほかの清掃にて発生した汚泥の処分等も発注者の責任で行います。	

No. 22

質問	資料名	特記仕様書【特記-7】7.精密点検及び関連業務 特記7（別添）／2.自家用電気工作物保安管理業務
	ページ	3～6
	項目	（別紙1）点検，測定及び試験の基準／点検の種別／ 定期点検／月次点検
	内容	自家用電気工作物保安管理の点検頻度は、電気事業法施行規則第53条第2項第5号にて、適合条件次第で点検頻度を変更することが認められているため、月次点検に「○」を付している項目について、点検頻度は変更可能との認識でよろしいでしょうか？
回答	月次点検を行う仕様としています。仕様で定めている頻度で実施して下さい。	

No. 23

質問	資料名	（記載なし）
	ページ	（記載なし）
	項目	（記載なし）
	内容	発注者から受注者への支払いは、原則として契約金額の総額の60分の1を、毎月支払いとの認識でよろしいでしょうか？
回答	令和5年度から高井神田浄水場及びかきつばた浄水場の運転管理が含まれるなど年度により業務量が異なるため総額の60分の1ではありません。契約金額を年度ごとの積算金額で按分した金額を支払額とします。	